

平成25年11月15日

各位

会社名 ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役 竹中 宣雄
問合せ先 経営企画部 理事
中村 孝
(TEL. 03-3349-8088)

子会社等における施工不備の発生について

ミサワホーム株式会社(以下、「当社」)の子会社であるミサワホーム中国株式会社(以下、「ミサワホーム中国」)において、建設した一部の建物で、設計仕様上、軸組材と面材で構成される補助水平構面を設置しなければならないところ、軸組材のみが施工され、面材が施工されていない建物があることが判明いたしました。

また、これに伴い、他の販売施工会社で同様な事象が無いか社内調査を実施したところ、同じく子会社であるミサワホーム北海道株式会社(以下「ミサワホーム北海道」)と、協力会社である株式会社ミサワホーム佐賀(以下「ミサワホーム佐賀」)においても、一部に同様の建物があることが判明いたしました。

お客様並びに関係する皆様方には多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

なお、本件については国土交通省へ報告し、国土交通省からの指示に従い詳細な調査を進めているところであります。

現在までに判明している問題の概要及び今後の対応等について、下記のとおりご報告いたします。

記

1. 施工不備の概要

補助水平構面とは、壁パネルの高さが一定以上になった場合、又は、屋根パネルの屋根勾配が1/2を越える場合に、主に当該壁パネルや屋根パネルの面外の変形を抑える補助的な部位であり、軸組材(30×90mmの木材)と面材(厚み5.5mmの合板又は厚み12mmの石膏ボード)とで構成されるものです。

今回の施工不備は、この補助水平構面が適切にされていなかったというものです(別紙参照)。

2. 調査対象建物及び棟数

ミサワホーム中国、ミサワホーム北海道、ミサワホーム佐賀の3つの販売施工会社が施工した木質系工業化住宅において施工不備が判明しており、この3社の下記の一部支店において各期間に完成お引渡しした合計1,619棟の建物に、これらと同様の施工不備の可能性がります。

なお、現在までの当社の調査では、ミサワホーム中国の他支店(山口支店、福山支店、山陰支店)ミサワホーム北海道の他本支店(札幌本店、函館支店、帯広支店)及び他の地域の販売施工会社における施工不備は判明しておりません。

< ミサワホーム中国 >

岡山支店	平成 15 年度～平成 24 年度	547 棟
倉敷支店	平成 15 年度～平成 21 年度	518 棟
広島支店	平成 16 年度～平成 24 年度	350 棟
	合計	1,415 棟

< ミサワホーム北海道 >

旭川支店	平成 5 年度～平成 25 年 10 月	147 棟
------	----------------------	-------

< ミサワホーム佐賀 >

	平成元年度～平成 25 年 10 月	57 棟
--	--------------------	------

3. 施工不備が発生した原因

< ミサワホーム中国の場合 >

補助水平構面は天井仕上げ面と兼ねる場合があります、平成 15 年 4 月頃、ミサワホーム中国岡山支店の建設担当者がこの納まりを拡大解釈し、補助水平構面の直下に通常の天井が設置される場合、その天井材の仕上げ面として面材を施工することで補助水平構面の面材を省略できると誤認したものです。

この誤認内容を施工業者に指示し、この業者が施工を担当する倉敷支店も含め施工不備が発生しました。また、広島支店においては岡山・倉敷両支店での間違った施工方法の情報が平成 16 年 4 月頃に流れ、同支店の建設担当者が施工業者に間違った指示を出したことによります。

< ミサワホーム北海道の場合 >

平成 5 年以降、ミサワホーム北海道旭川支店の新たに施工業者となった 3 社に対して、旭川支店の建設担当者が補助水平構面を施工するよう適切な指示を出していなかったことによります。

< ミサワホーム佐賀の場合 >

ミサワホーム佐賀の施工業者 9 社中 8 社において、補助水平構面の設置を必要とする建物を初めて建設した当初より、補助水平構面を適切に施工するという認識が欠落していたことによります。

本件は、販売施工会社の建設担当者等の誤認による指示間違い、または施工業者の認識不足により発生したのですが、複数の販売施工会社においてこのような長期間にわたり、多くの棟数にて間違った施工がなされていた可能性があることを把握できなかった当社及び各社の建設部門全体の管理上の問題であり、また、当社における現場施工品質の確保のための販売施工会社に対する情報伝達、教育研修、施工管理体制の徹底などが不十分であったことが原因であると認識しています。

4. 再発防止策

上記の原因に基づき、当該販売施工会社及び当社グループにおいてそれぞれ下記の再発防止策を早急に実施いたします。

< 当該販売施工会社 3 社における再発防止策 >

施工マニュアルの順守徹底のため、全支店・営業所の建設担当者、施工業者に向けた当社主催の技術研修を、年内を目処に実施し、継続する。

<ミサワホームグループ全体における再発防止策>

設計・施工マニュアルを全販売施工会社に再配布し、施工業者へのマニュアル内容の再確認を徹底させる。

全販売施工会社に向けた教育研修制度の内容を見直し、受講対象者の拡大、カリキュラムの新設・充実等を図る。

現場検査工程を改定し、現場管理シート・施工管理シート等の管理帳票を見直し、改善する。

全国を4ブロックに区分し、各ブロックに当社籍の技術監査員を配置して定期的に運用状況を監査する制度を新設する。

施工状況の確認をより確実とするため、天井点検口の設置を全棟必須化し、併せて、補助水平構面用の面材を全棟支給化する。

5. 当該建物のオーナー様への対応

補助水平構面は壁パネルや屋根パネルの変形を抑える補助的な部位であり、これが未施工でも構造計算により安全性に問題がないことを確認しておりますが、お客様のご不安を解消するため、調査の結果、施工不備が判明した建物については、必要な対応をさせていただきます。

当該調査建物のオーナー様には今回の概要、今後の対応等について、本日以降、速やかに当該販売施工会社3社から直接ご連絡をさせていただきます。

なお、本件に関するお客様向けのお問い合わせ窓口を下記の通り開設いたします。

ミサワホーム株式会社 お客様相談センター

電話番号 :0120-282-330

受付時間 :9:00~18:00(無休)

ミサワホーム中国株式会社

電話番号 :0120-406-119

受付時間 :24時間(無休)

ミサワホーム北海道株式会社

電話番号 :0120-330-184

受付時間 :24時間(無休)

株式会社ミサワホーム佐賀

電話番号 :0120-41-4639

受付時間 :24時間(無休)

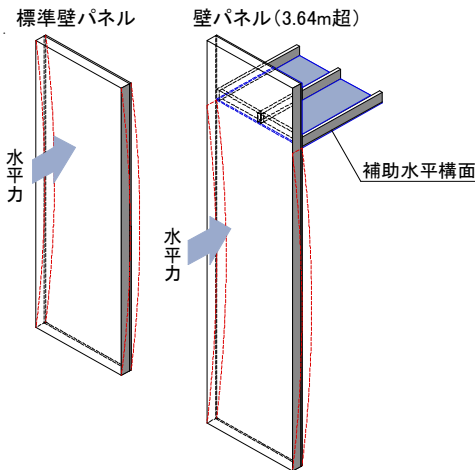
以 上

別紙(補助水平構面の概要)

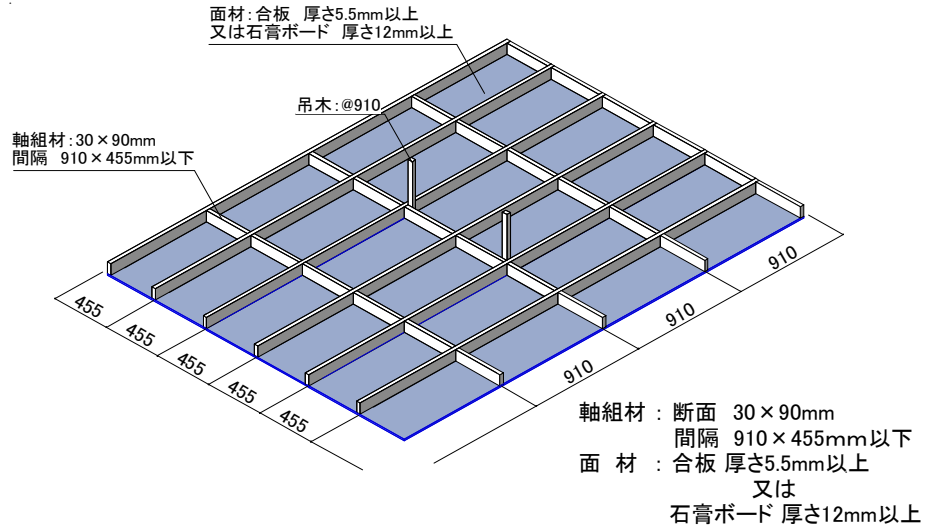
○補助水平構面の役割

補助水平構面とは、壁パネルの高さが一定以上になった場合、又は、屋根パネルの屋根勾配が1/2を越える場合に、主に当該壁パネルや屋根パネルの面外の変形(地震や風圧等の水平力による変形)を抑える補助的な部位であり、軸組材(30×90mmの木材)と面材(厚み5.5mmの合板又は厚み12mmの石膏ボード)とで構成されるものです。

壁パネルと補助水平構面の関係



補助水平構面



○補助水平構面の設置基準

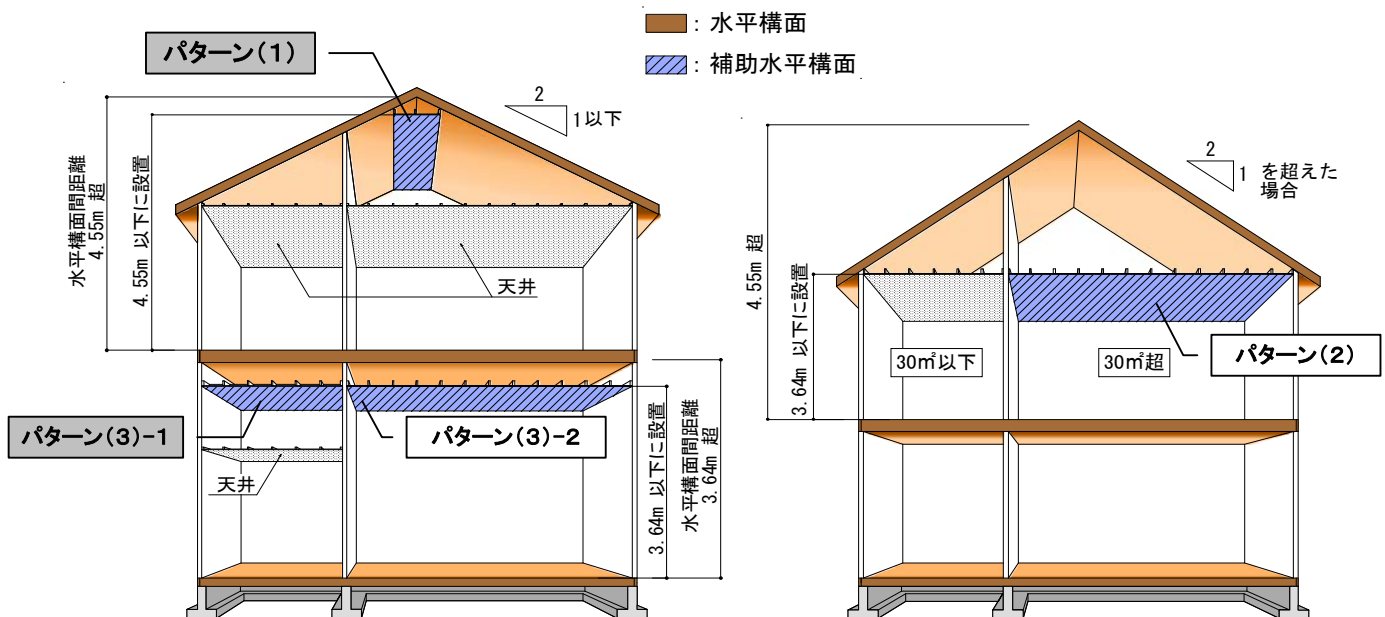
パターン(1):最上階で水平構面(床構面)と水平構面(屋根構面)との距離が4.55m(吹き抜けの場合は7.5m)を超える場合

パターン(2):屋根勾配が1/2勾配を超えかつ、耐力壁線または壁線で囲まれる面積が30㎡を超えるの場合

パターン(3):小屋裏物置等を有する場合で水平構面(床構面)間の距離が3.64mを超える場合

(3)-1:1階階高3.64mを超える部分で、水平構面より下部に天井仕上げ面がある場合

(3)-2:1階階高3.64mを超える部分で、水平構面がそのまま天井仕上げ面になる場合



○施工不備の可能性のある部分:パターン(1)及びパターン(3)-1

(パターン(2)及びパターン(3)-2は補助水平構面が天井仕上げ面を兼ねるため施工不備ではありません)